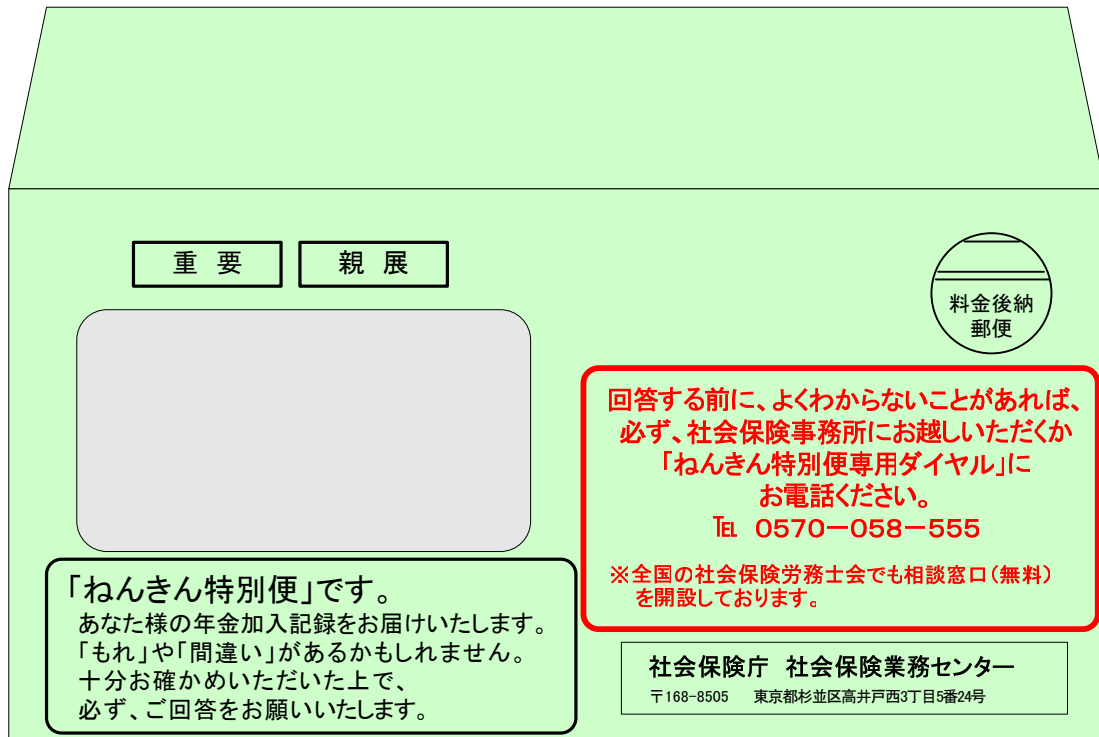
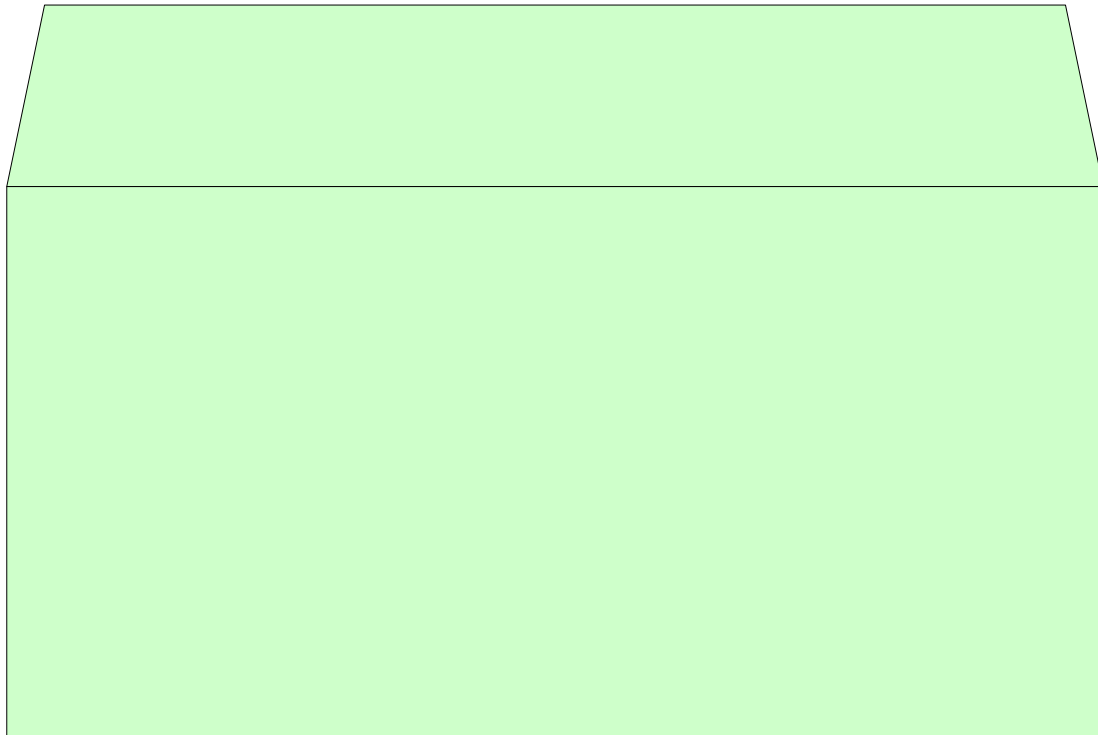


ねんきん特別便 送付用封筒イメージ

【 表 】



【 裏 】





ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

(宛名部分)

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりです。「もれ」や「間違い」がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします。

なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の詳細などはお示してきていませんので、少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等にお問い合わせください。

①基礎年金番号

・生年月日

(あなたの加入記録)

・作成年月日 年 月 日

② 番号	③加入 制度	④お勤め先の名称または共済組合名等						⑤資格を取得した年月日		⑥資格を失った年月日		⑦加入 月数																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="7">⑧国民年金</th> <th colspan="2">⑨厚生年金保険</th> <th colspan="2">⑩船員保険</th> <th rowspan="2">⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)</th> </tr> <tr> <th>納付済 月数</th> <th>全額免除 月数</th> <th>4分の3 免除月数</th> <th>半額免除 月数</th> <th>4分の1 免除月数</th> <th>学生納付 特例月数等</th> <th>計</th> <th>加入月数 (基金)</th> <th>加入期間 (基金)</th> <th>加入月数</th> <th>加入期間</th> </tr> <tr> <td colspan="7">国民年金の加入月数の合計 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">⑫共済組合等加入月数</td> <td colspan="3">⑬合計加入期間 (⑪+⑫)</td> <td colspan="5">※ 遺族年金を受けておられる方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっている亡くなられた方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとしています。</td> </tr> <tr> <td colspan="12">⑭備考欄 (特例扱いの期間等)</td> </tr> </table>												⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)	納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	国民年金の加入月数の合計 →												⑫共済組合等加入月数					⑬合計加入期間 (⑪+⑫)			※ 遺族年金を受けておられる方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっている亡くなられた方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとしています。					⑭備考欄 (特例扱いの期間等)											
⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)																																																												
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間																																																													
国民年金の加入月数の合計 →																																																																							
⑫共済組合等加入月数					⑬合計加入期間 (⑪+⑫)			※ 遺族年金を受けておられる方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっている亡くなられた方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとしています。																																																															
⑭備考欄 (特例扱いの期間等)																																																																							



年金加入記録回答票

- ◎お送りしたすべての方にご回答をお願いします。
- ◎ご記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。
- ◎ご記入いただいた内容については秘密を守ります。

必ずご回答をお願いします。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。 (提出年月日 平成 年 月 日)

(フリガナ) 氏名	照会番号				
	生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日
現住所	〒 [][][][] - [][][][]				
電話番号	ご自宅 ()	ご自宅以外 ()			
代理人氏名	代理人連絡先 ()				
代理人住所					

2. お知らせした年金記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありますか。
(十分にご確認いただき、該当する方に○を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	① 「もれ」や「間違い」がある (→3. 4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。)
<input type="checkbox"/>	② 「もれ」や「間違い」がない (→4. にお進みの上、同封の返信用封筒でご返送ください。)

3. 上の2. で①を選んだ場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。
(わかる範囲でご記入ください。)

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号当時の旧姓
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	

4. 平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

(フリガナ) 旧姓	姓が変わった年月 年 月
(フリガナ) 旧姓	姓が変わった年月 年 月

(注) 3. 及び4. について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

「Ⅱ 年金加入記録回答票」は、お送りした加入記録に「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご記入の上、

- 「もれ」や「間違い」が”ある”場合は、
お近くの社会保険事務所または年金相談センターへお越しください。
※ 社会保険事務所などへお越しただけない場合は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください。(郵送による手続方法をご案内します。)
- 「もれ」や「間違い」が”ない”場合は、
同封の返信用封筒でご返送ください。

ご質問・お問い合わせ

回答する前に、わからないことや疑問な点があれば

まずは『ねんきん特別便 専用ダイヤル』へ！



0570-058-555

※ IP 電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

(受付時間) ○月～金曜日：午前9時～午後8時まで
○第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。
※旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）に加入していた方について、恩給等期間（昭和31年7月前の期間）を除いた記録を記載しています。恩給等期間の確認は「ねんきん特別便専用ダイヤル」へお問い合わせください。

ご質問・お問い合わせ	ご連絡先等
①一般の年金相談について (上記以外の年金に関するお問い合わせ)	「ねんきんダイヤル」0570-05-1165
②全国の社会保険労務士会でも、無料で相談窓口を開設しております。	詳しくは、全国社会保険労務士会連合会ホームページをご確認ください。 社会保険労務士会連合会： http://www.shakaihokenroumushi.jp/
③共済制度について	・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団 ・公務員共済・・・ 最後に加入していた（または現在所属している）共済組合

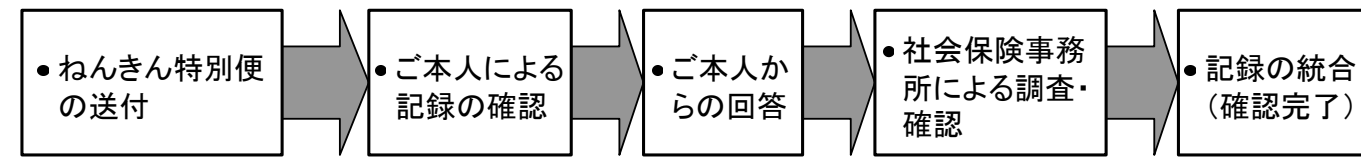
※ 休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

※ 今回のお知らせでは、厚生年金の標準報酬月額や国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていません。少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等へお越しいただくか、上記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせください。

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

特別便の送付から記録の統合までの流れ（イメージ）



◆受給者の方々には、平成20年5月までを目途に送付完了

ご質問・お問い合わせ

回答する前に、わからないことや疑問な点があれば

まずは『ねんきん特別便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555



※ IP 電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

（受付時間） ○月～金曜日：午前9時～午後8時まで
○第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。
※旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）に加入していた方について、恩給等期間（昭和31年7月前の期間）を除いた記録を記載しています。恩給等期間の確認は「ねんきん特別便専用ダイヤル」へお問い合わせください。

ご質問・お問い合わせ	ご連絡先等
①一般の年金相談について （上記以外の年金に関するお問い合わせ）	「ねんきんダイヤル」0570-05-1165
②全国の社会保険労務士会でも、無料で相談窓口を開設しております。	詳しくは、全国社会保険労務士会連合会ホームページをご確認ください。 社会保険労務士会連合会： http://www.shakaihokenroumushi.jp/
③共済制度について	・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団 ・公務員共済・・・ 最後に加入していた（または現在所属している）共済組合

※ 休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

※ 今回のお知らせでは、厚生年金の標準報酬月額や国民年金の納付・未納の詳細などはお示しできていません。少しでもご心配のある方は、社会保険事務所等へお越しいただくか、上記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせください。

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

1 必ずご確認ください・ご回答をお願いします

この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいります。

社会保険庁がわかっているあなたの年金記録をお知らせします。

今回お送りした加入記録に記載もれがないか、記載内容に間違いがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答いただきますよう、是非ご協力をお願い申し上げます。

厚生労働大臣 **（大臣のサイン）**

2 加入記録の確認の流れ

「Ⅰ ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」を十分にご確認ください。

- ◆年金記録を確認する際には、2～3ページの見方を参考にしてください。
- ◆記録が変われば年金支給額が増える可能性が高いので、十分にご確認ください。
- ◆回答する前に、わからないことや疑問な点があれば、必ずお近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」（TEL 0570-058-555）にお電話ください。

「Ⅱ 年金加入記録回答票」に記入してください。

「Ⅱ 年金加入記録回答票」に記入する際は、4～5ページの記入例を参考にしてください。

「Ⅱ 年金加入記録回答票」を提出してください。

年金加入記録の内容に「もれ」や「間違い」がある場合

年金証書をお持ちになり、お近くの社会保険事務所または年金相談センターでお手続きください。

- ・社会保険事務所などへお越しいただけない場合は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください（郵送による手続方法をご案内します。）

年金加入記録の内容に「もれ」や「間違い」がない場合

同封の返信用封筒でご返送ください。

- ・回答する前に、わからないことや疑問な点があれば、必ずお近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。

3 「I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の見方

！ 加入記録を必ずお確かめください。

※「I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の太枠内の加入記録を十分にご確認ください。赤字の **ア** **イ** **ウ** は、特にご確認いただきたいポイントです。

④欄(お勤め先の名称などについて)

- ◆「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先が登録されていない場合があります。
- ◆ 共済組合名は記録の管理上、実際の所属と異なる共済組合名・支部名が表示される場合があります。(年金額算定上は影響ありません。)

⑧欄(国民年金の納付状況について)

◆右の例の場合には、未納の月数は74ヶ月となります。

(加入月数の合計) - (⑧欄の計) = 未納月数

【右の例の場合】
168カ月 - 94カ月 = 74カ月

⑧～⑬欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。

⑨欄・⑩欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。

I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

181-9999
東京都杉並区高井戸南7-14-21
年金 花子 様
432109876543

①基礎年金番号
1234-567890

・生年月日 昭和17年 4月 2日
・作成年月日 平成19年12月 1日

(あなたの加入記録)

②番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格を取得した年月日	⑥資格を失った年月日	⑦加入月数
1	厚年	ABC工業	昭和37. 4. 1	昭和46. 10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和46. 10. 1	昭和58. 10. 1	144
3	厚年	年金商店	昭和59. 10. 1	昭和61. 11. 1	25
4	国年		平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	24
5	厚年	東京株式会社 (厚生年金基金加入期間)	平成10. 4. 1	平成13. 8. 1	40
6	共済	〇〇共済組合	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8

⑧国民年金

納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例月数等	計
94	0	0	0	0	0	94

国民年金の加入月数の合計 → 168

⑨厚生年金保険 加入月数(基金) 179 (40) 加入期間(基金) 179 (40)

⑩船員保険 加入月数 0 加入期間 0

⑪年金加入期間合計(⑧+⑨+⑩) 273

⑫共済組合等加入月数 8 ⑬合計加入期間(⑪+⑫) 281

⑭備考欄(特例扱いの期間等)

年金を受け始めた後の厚生年金などの加入記録について

今回のお知らせでは、現在受けておられる年金額についての加入期間をお知らせしています。

そのため、年金を受け始めた後にも働かれ、厚生年金・共済制度に加入中である場合には、年金を受け始めた後の加入記録は記載されていません。その記録は、退職後に年金額に反映されます。

⑥欄(資格を失った年月日について)

年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日などの翌日)を表示しています。

⑤欄・⑥欄(日付の空欄について)

共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付は空欄となっています。

厚生年金基金について

厚生年金加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談専用ダイヤル: 0570-02-2666)
- ・加入期間が10年以上で脱退された方と
- ・現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

より詳しい内容を確認したい方へ

- ◆今回のお知らせでは、厚生年金などの標準報酬月額はお示しできていません。また、国民年金の納付・未納の全体状況は⑧欄でわかりますが、その詳細はお示しできていません。
- ※標準報酬月額: 保険料などを計算するために、月給を一定の幅で区分した金額に当てはめたもの。
- ◆これらの内容をご確認されたい場合には、最寄りの社会保険事務所へお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」または全国の社会保険労務士会にお問い合わせください。

記録に「もれ」や「間違い」がある場合のご記入方法

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（加入記録の②欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…加入していた制度を○で囲んでください。

ウ欄…お勤め先の名称（本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についても）をできるだけ詳しく記入してください。

国民年金の場合は、記入の必要はありません。

エ欄…お勤め先の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しく記入してください。詳しくわからない場合は市区町村名でも結構です。

国民年金の場合は、当時の住所をできるだけ詳しく記入してください。

オ欄…勤務期間または国民年金の加入期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春(夏秋冬)頃」といった記入でも結構です。

カ欄…

・当時の「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

・婚姻・養子縁組などで姓が変わる前の記録がもれている場合には、旧姓をご記入ください。

※共済制度については、制度が異なるため、別途、共済制度からも加入記録をお知らせしますので、その際に訂正が可能です。

お問い合わせ先は、6ページの③を参照

受給者用

Ⅱ 年金加入記録回答票

- ◎お送りしたすべての方にご回答をお願いします。
- ◎記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。
- ◎ご記入いただいた内容については秘密を守ります。

必ず「回答をお願いします」。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。 (提出年月日 平成 20年 5月 10日)

フリガナ氏名	ネンキン ハナコ 年金 花子	照会番号	987654321012
現住所	〒 [] [] [] - [] [] [] 東京都杉並区高井戸南7-14-21	生年月日	明治・大正 昭和・平成 17年 4月 2日
電話番号	ご自宅 03 (9999) 9999	ご自宅以外	() ()
代理人氏名		代理人連絡先	() ()
代理人住所			

2. お知らせした年金記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありますか。
(十分にご確認いただき、該当する方に○を記入してください。)

<input checked="" type="radio"/>	① 「もれ」や「間違い」がある (→3. 4. にお進みの上、裏面を必ずご覧ください。)
<input type="radio"/>	② 「もれ」や「間違い」がない (→4. にお進みの上、同封の返信用封筒でご返送ください。)

3. 上の2. で①を選んだ場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。
(わかる範囲で記入ください。)

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧姓
	国厚 船共	タカイド カブシキガイシャ 高井戸株式会社	東京都杉並区 高井戸北6-5-4	昭35年 4月 1日 日から 昭37年 3月 31日 日まで	1234-555555 鈴木
2	国厚 船共		東京都渋谷区 社保町1-2	昭46年 10月 1日 日から 昭59年 9月 30日 日まで	
	国厚 船共			年 月 日 日から 年 月 日 日まで	

4. 平成8年12月以前に、結婚などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。

フリガナ旧姓	スズキ ハナコ 鈴木 花子	姓が変わった年月	昭46年 10月
フリガナ旧姓		姓が変わった年月	年 月

(注)3. 及び4. について、上記の欄内に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せんなどにご記入ください。

太枠内についてご記入ください

氏名、生年月日、性別、現住所、電話番号をご記入ください。

お届けした氏名・生年月日・住所が異なっている場合には、お手数ですが、別途、お近くの社会保険事務所又は年金相談センターの窓口で、変更の手続きをお願いします。

代理人について

・ご本人が病気、ケガなどにより記入できず、代理の方がこの回答票を記入された場合に、ご記入ください。

十分にご確認の上、ご回答ください

◆2～3ページを参考に、年金記録にもれがないか、記載内容に間違いがないか、十分にご確認いただき、該当する方に○を記入してください。

◆回答する前に、わからないことや疑問な点があれば、必ずお近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しいただくか、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。

旧姓と姓が変わった年月をご記入下さい

◆平成8年12月以前に婚姻・養子縁組などで姓が変わった方で、姓が変わる前にも年金に加入したことがある方は、その当時の記録が別々になっているかもしれませんので、旧姓と姓が変わった年月をご記入ください。